

沿岸広域振興局長告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年4月19日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 丸森権現堂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市大船渡町字笹崎12番6地先から字新田54番1地先まで	新	A 15.1~14.2 m	m 1,589.6
大船渡市大船渡町字笹崎12番6地先から字笹崎3番6地先まで		B 9.5~8.1	114.2
大船渡市大船渡町字野々田9番23地先から字新田54番1地先まで		C 34.2~10.0	1,397.2
大船渡市大船渡町字笹崎12番6地先から字新田54番1地先まで	旧	A 15.1~14.2	1,589.6
大船渡市大船渡町字笹崎12番6地先から字笹崎3番6地先まで		B 9.5~8.1	114.2
大船渡市大船渡町字茶屋前37番13地先から字新田54番1地先まで		C 15.5~10.7	758.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 平成28年4月19日から同年5月19日まで